

大阪市障がい者施策推進協議会

平成 30 年度 第 1 回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会 議事録

日時：平成 30 年 10 月 5 日（金）

15 時 00 分～17 時 00 分

場所：大阪市役所 屋上階 P 1 会議室

開会

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）17 名中 14 名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

資料がたくさんあり、2 時間という時間の制限もありますので、粛々とやらせていただきたいと思います。5 時には終了ですので円滑な議事の進行にどうぞご協力をよろしくお願ひします。

では、まず、新たに委員にご就任いただきました大阪市の成年後見支援センター所長の村井委員と大阪法務局人権擁護部第二課長の松田委員に一言ずついただきたいと思います。

村井委員：

あいさつ

松田委員：

あいさつ

北野部会長：

両委員、どうぞよろしくお願ひします。ご自由にご意見をいただけたらと思っております。もう 1 名、潮谷委員はご欠席です。

本日欠席の小泉委員からコメントをいただいております。読み上げさせていただきます。

「マンションでグループホームを運営している場合のスプリンクラーの設置について、大家さんの理解が得られずに苦労しているケースがある。軽度の方の場合はマンションが暮らしやすいが、支援区分があがればスプリンクラーの設置などで苦労している。また、都心部では、家賃や地代が高くて、運営が厳しいという声も聞いている。80 50 問題もあり、親なきあとを考えると、住まいの問題、住まいの確保が非常に大きな課題である。」とのご意見をいただいております。

それでは、最初に議題 1「平成 29 年度第 3 回障害者差別解消支援地域協議部会」の結果

について確認していきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料1について説明】

北野部会長：

どうもありがとうございました。

では、資料1につきまして、何かご質問・ご意見等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、引き続き、議題2「平成29年度障がい者差別解消にかかる取組状況について」のご説明をよろしいお願いいたします。

八木企画調整担当課長：【資料2について説明】

北野部会長：

どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、皆様からのご意見をいただきたいと思います。どうぞ自由に、ご意見、ご質問等よろしくをお願いします。どなたか。古田委員。

古田委員：

古田です。4ページ、29年度の集計の一番下が気になるのですが、飲食店への入店を拒否された案件。以前にトラブルを起こしていて、来店を断ったはずだとして、店の外に追い出された。かなり厳しい事例のように思うのですが、障がいを理由に入店拒否されたわけではないとされていますが、精神障害をお持ちの方ですので、障がいを理由に拒否されたものでないと言い切っているのかと思います。事情をもう少しお聞きしたいということが一点です。

それと、先ほどの11ページの遊戯施設の案件で、様々な課題が出ていますが、この遊戯施設は、みんなが行くのを楽しみにしてしまっていて、楽しく過ごせるかと思って行ったら、嫌な目にあって気まずく帰って来られるということがあり、より楽しめる施設にしていたきたいということで、様々な声が上がってまいりました。大阪市としても積極的に対応していただいたので、徐々に前向きな姿勢に変わってきていることは評価できるころだと思えますけれども、これが未解決に分類されますが、未解決というのは、これは本人さんが諦めたとか、それで終わってしまったというのが未解決であります。10ページの分類で見ましたら「継続」ではないのでしょうか。これを未解決で済ますのではなくて、継続して働きかけていただくという説明もありましたので、「継続」に分類すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

北野部会長：

古田委員、ありがとうございました。ひとつは、4ページの入店拒否の案件で、明確に精神障害を理由にされたかどうか、わかっておりませんが、以前にトラブルがあったので断わったはずの方がまた来られたわけです。これについて、もう少し細かい状況がわからないかがひとつ。2つ目は、11ページの未解決の部分で、継続として働きかけていくというふうに聞いているので未解決という表現でいいのかということのご質問がありました。事務局、お願いします。

八木企画調整担当課長：

4ページの事案ですけれども、障がいを理由に入店を拒否されたわけではないということは、ご本人からではないのですけれども、相談窓口が家族の方から聞いていますので、その点は確認ができています。その後、実は、事実確認をする前にお店が休業されてしまい、もう確認ができないという状況でございます。

古田委員：

飲食店ですか？以前のトラブルは把握できていませんか？

八木企画調整担当課長：

飲食店です。以前のトラブルの内容は伺っていません。家族がおっしゃるには「以前トラブルがあって、入店拒否だと言っただろう」と言われたとのことでした。

古田委員：

どんなことをされたのか、トラブルがあったのかは不明ですけど、家族は引け目があった障がいが理由じゃないと言われるかもしれませんが、事情は把握していただきたい。

八木企画調整担当課長：

相談窓口が様々な支援をしている中で、差別としての相談ではなく、こういうことがあったと聞いたことを報告いただいた事案でございます。

古田委員：

休業になっているので、事実確認ができなかったということですか。

八木企画調整担当課長：

はい。

11ページですが、こちら取組としては継続していきますが、一旦、この時点でこういう対応であることは相談者にも返して、それで了解であれば解決ですが、そうではない

ので、継続して取り組んでいただくことについては定期的に確認し、個別の相談事案としては終了（未解決）。今後も遊戯施設に行かれる中で、同じような、あるいは違った案件が起こったときには、再度、相談いただいて、案件として対応していくことにしております。

古田委員：

もう1回、相談を受けないといけないのですか。字幕表示についても。

八木企画調整担当課長：

私たちが対応しないという意味ではなくて、継続して対応を続けて進捗を確認するという点はここに書いてあるとおりです。

古田委員：

継続には入れない。入れたらだめですか？

八木企画調整担当課長：

だめではなくて、集計上、そうさせていただければ。

古田委員：

年度ごとで区切りたいということですか。

八木企画調整担当課長：

この事業者とは、相談対応のスキームとは別にレベルを上げて対応していくというふうに理解していただければと思います。

古田委員：

いくつかの要望、改善の指摘はされたと思いますが、返事はあったのですか？

八木企画調整担当課長：

前向きな回答をいただいているので、今後もその努力をいただくということをもって、2年前の相談案件は終了としますが、事業者とは継続して対話をしていくことをご理解いただいております、その後の状況もご報告いただくことになっていきます。また、別の事案が出てきそうだと聞いています。

古田委員：

また出てきそう？一旦、未解決に入れるのはいいですが、継続して取り組んでいかないと、せっかくいい機運になったのに、またしぼんでしまうことがないようにしてほしい。

八木企画調整担当課長：

はい。

北野部会長：

11 ページの遊戯施設は努力されておられます。聴覚障がい者に対するいわゆる字幕表示の可能な補助具についても鋭意開発中です。これからも継続して、いつ頃どんなものを作っていくのかなどは、大阪市として、きっちりフォローしていくということで、これで終わりではない。きっとこれからもいろいろな案件が出てくる可能性が高い気がしますので、その都度、対応していくことで。

もう1件、4ページ、今日は道藤委員も来てもらっていますので、飲食店でこういうトラブルというのは一般的にどういうふうに考えればいいのか、「がんこ」さんで、何かありますか。

道藤委員：

障がい者差別解消法で、一律にどうこうするという判断は、もちろんありません。ただ、サービス業はお客様ありきですし、よほどのことがないと我々はこの出入り禁止のような表現をお客様に対して言いません。同業の我々としては、よほど何かがあったのだらうと想像はしますが、それが具体的に何かは想像が及ばない。

北野部会長：

他のお客さんに対して何かあった場合には。

道藤委員：

ご本人さんだけでない場合など。そういうことではないかと理解されると思います。

古田委員：

困りごとやトラブルがありましたら、お店側だけをどうしようというのではなくて、障がい者の側にも課題がある場合がありますので、そのときはこちらに連絡いただいたら調整などさせていただきます。

困りごとがあったからと、入店を拒否するのではなくて、解決に向かうように調整させていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

北野部会長：

この相談対応の仕組みを事業者の方にも使っていただき、建設的な対話をお互いに考えていけたらと思います。

他の委員の方、いかがでしょうか。後ほど、もとの戻っていただいても結構です。

では、議題3「平成30年度の障がい者差別解消にかかる取組方針及び取組状況」につきまして、事務局から説明をよろしく申し上げます。

八木企画調整担当課長：【資料3について説明】

北野部会長：

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆さまからご意見、ご質問等ございましたら。

古田委員：

6ページの下から二つ目、バスの事例です。どこの会社かわかりませんが、バスのトラブルというのは、以前から結構あります。車いす使用者が乗車する際に時間がかかるとか、乗車手続きが面倒なように思われ、車いすで待っていたら、無視して通り過ぎられてしまうという事案がありました。

今は、各会社ともノンステップバスやリフトバスができてきたので、減ってきましたが、そういった事例があります。最近でもよく聞かれるのは、歩行や階段の上り下りに、少し時間がかかる方がおられて、乗って着座する前に発進されてしまうと転んだりもします。お金を支払う時や降りるときにも少し時間がかかっていると、早く降りると言われる事例もあります。

そういう運転手は決まった人かもしれないですが、そのパーソナリティーの問題だけではなく、不適切な発言は当然ダメとして、なぜ時間がかかってしまうのか、どの障がいはどんな状況だということをきちんと理解してもらう必要がある。時間がかかって焦ったり、他のお客さんに迷惑をかけてしまうという意識が先に立つかもしれないけれども、そういうことがないように、それぞれの障がい特性、それぞれの障がいごとのバス利用における配慮を整理してもいいのかなと思います。

シティバスさんも、それぞれの障がいの合理的配慮をまとめたものなどはありますか。

渡邊委員：

特に、障がいごとでどうかという整理はしていませんけれども、いわゆる苦情、このような接客対応が問題になった場合については、ドライブレコーダーは車内側も映っておりますので、バスの後ろの方でおしゃべりになっているのは入っていないこともありますが、運転手の近くまで来ていただいていたの応答は、マイクを使っておりますので、ほぼレコーダーに録音されており、指導にも活用しています。ドライブレコーダーは、当然、車外の飛び出しで急ブレーキということもございますので、そういう事故の解決に使っているものですが、

古田委員：

それは運転手が、小声で言っても録音できるものなのですか？

渡邊委員：

角度や窓を開けていてトラックがクラクションを鳴らしたりして、途切れるとかはありますが、長い会話のやり取りの中でだんだん苛立ってきてなどが読み取れることがあります。我々の社内では接客用語を決めていますが、そういったものに沿っているか、あるいはお客様からお聞きするけれども、事実はどうか、逆に社員を守るためにおっしゃっていることを確認します。非があれば、当然乗務員を指導しますし、謝罪もさせていただきます。再発防止に向けて、各従業員の研修の機会をとらえて、こういった事例でこういう対応だということを、お互いが水平展開し、そういうことがないよう組織として経験を積んで全体で取り組むように頑張っております。

古田委員：

本人もわざとやっているわけではないと思いますので、なぜ時間がかかってしまうのかということの理解を深めていただけるよう、また差別解消法からも、情報提供していただければと思います。

手島委員：

民間になる前の交通局で、大阪市のモニター部会というのですが、地下鉄の方と話をしたのですが、テープレコーダーが回っていて、バスの運転手さんが何も言わず黙って対応をする方や、ものすごく親切丁寧に言われる方もいます。先ほどもありましたが、障がい者だけじゃなくて高齢者の乗っているバスの運転手が、とにかく座るまで、他の乗客の方が早くしてと思うくらいゆっくり対応されている方もいます。そして、必ずマイクを使っておられます。最近は、きっちりされている。高齢者が座るまで待つ。降りるときも必ず止まってから降りてくださいと言う。僕が乗る路線の運転手だけかもしれませんが、説明がはっきりされている。民間になって、運転手さんの講習を交通機関もやっています。最近は優秀だと思っています。

北野部会長：

はい、ありがとうございます。長距離バスではなく、いわゆる地域バスの場合、通勤時間以外に乗っておられる方を見ていると、移動が困難な高齢者、障がい者の方が多いですよ。バリアフリーだけでなく、接客の準備をされておられると思うのですが、今後は、そのことも含めて進めていただけたらと思います。ありがとうございます。

古田委員：

少し気になりましたのが、6 ページの下から三つ目で、解雇予告通知書を渡された事例。これは労基署対応ということなのですが、虐待という観点で府が入るというのもあり得るのですか。注視していく必要があるのでは。

障がい者の事業者側の問題も6 ページの一番下と、7 ページの一番下が就業支援機関や就 A 事業所ということで、障がい者の側に立って理解しなければならないはずのところ、このような事案を起こしているというのは問題にすべきかと思います。

6 ページ一番下のところでもやりとりの中で、腹を立てたのかもしれませんが、就業支援の立場から、障がいについてちゃんと理解ができているのか、チェックしていただけたらと思います。

7 ページの一番下の事業所として、その法人が作った弁当を食べなければ契約できないというのは、利用契約の中にそういうふう書いてあったら、かなり問題だと思うのです。それを市としても、事前にチェックできてないのか、他にもこんな事例があるかどうかはチェックすべきだし、どこの弁当を食べようが自由なわけですから、こんなことはもう起こらないように徹底的に指導して、すぐ改善させて、ほかにもないかどうか確認するという姿勢でお願いしたい。

北野部会長：

後ほど、元に戻ってもけっこうですので、次は議題4です。

その他がたくさんありまして、ひとつ目は事例についてです。

事務局から説明をよろしくお願いします。

近藤企画調整担当課長代理：【資料4 - 1について説明】

北野部会長：

どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、委員の方からご意見を聞かせていただきたいと思いますので、どうぞ各委員、お気づきの点がありましたらよろしくお願ひいたします。

福島委員：

関西大学の福島と申します。まとめられているものについて、私から質問すべきことは特にありませんでした。事前に確認をしたときもそうですし、ご説明を聞いてもこのような整理で、何かこうの方がいいと思われるところもありませんでした。

先ほどの説明の冒頭で話があったような気がするのですが、これはあくまで、今後、大阪市が講演をされるときに、この資料に基づいてされるという理解でよろしいですか。



北野部会長：

はい。そのとおりです。

福島委員：

わかりました。そうであれば、具体的な事例に基づいて、ご説明をされた方がわかりやすいと思いますので、それで結構かと思います。

古田委員：

電動カートなど、よく起こり得る事例を取りあげていただいたので、分かりやすく、これで啓発していただけたらありがたいです。

あっちこっちで、同じような事例が起こります。その背景には無理解がありまして、電動カートがコンビニや店舗で断られるという事例が以前にもありました。そのときは乗り物に間違われているのか、普通の電動車いすだったら、あまり言われることはないのですが、電動カートは少し大きく見えるので、バイクと同じように見えたのか、小回りが利きにくそうに見えるとか、あるいはどこかにぶつかってしまったことがあったのかもかもしれませんけども、断られる事例がよくあるのではないかと考えています。

高齢者の方も利用されているので、杖を携帯していて、杖をついて短距離なら歩ける人もいます。でも、全く歩けない人も使っていたりもするので、店舗前に置いて入店するというはその人の状況によって、間違わないように対応すべきですし、ここの店舗は広かったが、もう一店舗が狭かった、2店舗共通のマニュアルで対応してしまえというのはダメだろうという話だと思えます。

それから、自署の話もよくありまして、銀行で口座開設の手続きなどで言われたりします。携帯電話の手続きでもよく言われるのが、本人が自署できないといけないということ。この前も脳性麻痺の全身性障がいの方が、何時間もかけて自力でその場で書かされたという事例を聞いたり、契約のときだけでなく、契約解除のときも自署が求められたりもする。大きな企業なのでマニュアルで決まっているのかもしれませんが、本人が書けないというのは、脳性麻痺や全身性障がい、あと視覚障害の方もしかり。

自署ができないときには、本人の意思確認を複数の職員で行うとか、そういった対応をお願いしたいと思えます。携帯会社や銀行等はずいぶん浸透してきているようですが、現場では、まだそうっていないのではないかと思えるところですので、自署を求められる事業者には、また働きかけ、啓発をお願いしたい。

それから、3ページの盲ろう者の事例4ですけども、これも勘違いしておられるかと思うのですが、視覚と聴覚の重複障害の方ですが、どの障がいを先に持ったかによって、通讯方法は違います。

だから、視覚障がいがあった場合、点字を使えて、指字という手の甲に通讯者が

点字を打って、それをひとつずつ理解するというコミュニケーションをとりします。そして、聴覚障がいの方が先の方は、手話を知っておられますので、触手話といって、支援者が手話をしているのを触って、何を話されているのかを理解するというコミュニケーションを取ります。よくわかるなぁと僕はと思いますが、指の甲に点字を打ったり、手話を触るだけで理解ができるのか、すごい技術です。伝えるほうも、聞き取るほうも、かなりの技術を持っているんだなぁといつも感心して見ています。触手話の場合であったら、聴覚障がいの方が通訳者として入るということはあるのです。それは通訳介助制度は大阪府の制度で決まっていて、聴覚障がいの方ももちろん登録して、通訳者として入っておられる。けれども、聴覚障がいの方と2人とも障がいではないかと見られて、健常の人を連れてきて欲しいというふうにされたのかと思います。

そういう障がいの状況も、今言ったような形で理解していただいたら、もっと広がるのではないかと思いますので、障がい特性の話もまた広げていただけたらと思っております。

北野部会長：

ありがとうございました。

では、次は、電動車いすに関するパンフレット。これまで全国的にも全くないという状況でしたので、電動車いすに関するパンフレットを大阪市で初めて作っていただきました。これについて説明をよろしくをお願いします。

近藤企画調整担当課長代理：【資料4 - 2 について説明】

北野部会長：

はい、どうもありがとうございました。この「電動車いすのことを知ってください」という資料につきまして、どうぞ、みなさんから何かお気づきの点、ご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。古田委員。

古田委員：

こちらから提案させていただいて、今まで何度も意見交換をして、ああでもない、こうでもないと言いながら作らせていただいているところです。なぜ作ったかと言うと、あちこちの場面で電動車いすの無理解による事案、昨年も病院や店舗、遊戯施設など様々なところでありました。だいたい電動車いすのことをよくわかっておられないことから出ているので、そういう事案が出るたびに説明するのではなく、前もって「こうなのですよ」ということを積極的にアピールした方が、当事者があちこちで嫌な思いをすることもなくなるのかという趣旨です。事業者が理解を深め、こういうふうに対応したらいいのだということを知っていただいたらいいのではとの思いで作らせていただいております。よく言われるのは、「やっぱり危ないのではないか」「店を傷つける」「棚にぶつかってしまうの

ではないか」他の利用者さん、お客さんを怪我させてしまうのではないかと、危険な物との思われてしまう。

ジョイスティック型の場合、どちらにどれくらい傾けたらどんな角度でどういうスピードで動くかということが、ハンドル 1 本で操作できるようになっていまして、手を離せばすぐにブレーキがかかって止まります。日常的に手足と同じように使っているのだから、かなり慣れていますが、電動カートも前に進んだり後ろに進んだり切り換えができるので、小回りもできます。そういう構造的な理解をしてもらえたらいいですね。簡易型でもタクシーで乗車拒否されたのですが、これは折りたためますし、バッテリーもドライバッテリーというのがあるようで、車を傷つけることもないということをもっと知ってもらおうという思いです。

それから最終的に写真は変えるかもしれませんが、こんなにいろんなことができるようになっていくということがわかるような絵を入れたりとか。手動の車いすに乗り換えてくれとか、あるいは介護者が押してくれとかもあります。重いものは 200 キロくらいありますので、手動にして押せるものでないのです。本人の身体に合わせて重度の人が自分で動けるように設計していますので、乗り換えるというのは違います。ただ、電動カートはお年寄りも使っているのだから、そのあたりが理解されにくいのかと思います、説明を加えたり、手伝っていただけたらなと思うことを配慮してほしいと入れたりして、理解していただけたらと思っています。

逆に事業所さんの方から、電動車いすでこんな困ったことがあった、これはどうしたらいいだろうとかいうのがあれば、是非、教えていただけたらと思っています。

北野部会長：

ありがとうございます。いかがでしょうか。見ていただいて、もしご意見があれば、事務局の方にご連絡いただき、いいものにして、啓発で使えたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

辻川副部会長：

すみません。5 ページの「電動車いす使用者への配慮をお願いします」ですが、段差があると越えられないというところで、「周囲に呼びかけ協力して電動車いすを持ち上げる」と書いてあるのですが、電動車いすもすごく重いですよ。これ持ち上げたら、ぎっくり腰になってしまうかもしれないので、ここはこれを入れる必要があるでしょうか。

古田委員：

スロープが基本と思いますが、ちょっとした段差や溝でしたら、6 人ぐらいで、がっとうち上げたりする場合があります。実際にはあるので、重さにもよりますが、本人がどれぐらいの体重なのか、車いすのタイプによっても重さが違いますが、持ち上げることがあり得ますので、

わざわざスロープを持ってこなくてもいいようにと思ひまして。

辻川副部長：

シルバーカータイプだったらいけるとか。

古田委員：

機種によっても違います。機種によって違うことや、本人と相談してくださいと入れてもいいと思います。かなり重たいものでもちょっとした段差や溝でしたら、みんなでがっとうち上げたりしていたのでこういうふうにしたわけなんです。すみません。僕らが良かれと思っているところを、ご指摘いただいたらと思います。もう少し書き方を工夫しますのです。事業所としても、こういうときはどうなのかとか、これは困るといった話もあつたらぜひ教えていただきたいと思っています。

中島障がい施策部部長：

今の質問で気になったのですが、持ち上げ方といいますか、逆に利用者さんが怖いと感じない持ち上げ方、さっき6人ぐらいというのがありましたけど、そういうことをもう少し、ここに入れてもいいのかというそんな気がしました。必ずスロープに行かなくてもちょっとした配慮があつたらいけるとか、もう少しイメージして入れたらいいのかと思ひました。いろいろご意見をいただければと。

古田委員：

もちろん階段では持ち上げることはないです。以前に手動車いすのまま、階段を前向きに降ろされて、落ちそうで怖かつたとかもあります。そのあたりは、利用者実際に相談して工夫してみたいと思ひます。

北野部長：

バージョンアップしていくと思ひますので、ご協力どうぞよろしくお願ひします。

渡邊委員：

バスの乗車についてですが、私どもは、全車ノンステップバスですので、極力お乗りいただけるように進めさせていただいておるのですが、シニアカー形状で、一般的には大丈夫なのかもわかりませんが、かごがついていたり、雨の日にピザ屋さんの屋根のようなものがオプションで売られていると聞いておひまして、自転車によくママさんがいろいろつけておられるのと同じで、シニアカーの前にすごくはみ出たかごとか、後ろにもトランクのような、オートバイのヘルメットを入れているようなオプションが販売されているのか、じっくりくるかっこいいのがついています。それで乗車されますと、私どもは国の標準仕

様のノンステップバスを導入していて、いわゆる三輪の電動カートは全然問題ないのですが、四輪になってきますと、お乗りいただいても車中で方向を変えられなくて、そのままであれば、なかなか安定してお運びできないので、構造上の辛さのところがあります。それに加えてオプションをお付けになられると、ここでご議論いただいている、移動に困っておられる方のためのことであればいいのですが、お年寄りで歩行が可能な方なのか、一見では我々もわからないので、なんとものをいっばいつけてやって来たのか、まずないのですけれども、たまに見かけます。

それと、私どもで実際にあった話ですが、ストレッチャー型の車いすの方がバスをお待ちになっていたときに、お待ちの間はお疲れになるので、広げてお待ちになる。それがバスに乗られる際にはすごくコンパクトにたたまれる。知っておられるかどうかわかりませんが、我々にトラブルがありました。乗っていただけ、バスに乗れる大きさに工夫して特注で作っておられたとのことですが、それを知らずに現場では、畳む前の姿を見て「無理です」と言ってしまったという事例もありました。そのあたりも本当はどこまでいけるのかというのも、一般論としてお知りいただくのはどうかと思いました。よくできた資料なので、我々も参考にさせていただきます。実務経験者として二点ほど、ご報告しておきたいと思います。

古田委員：

かごがついていたり、ヘッドレストがあつたり、屋根があつたり、毎日使うので、日差しや雨とかも考えて、使いやすくしていると思うのですがすけれども、実際それがどんなものなのかというのは、外せるのかどうなのかなど、どの辺が支障にあたるのかというところはまた調べてみましょうか。八木課長がかなり苦労しておられます。いろんなホームページから写真取ってきたり、マニュアル取り寄せたり、かなり苦労しながら、参考になるものがなかったので、手弁当でお互いにこっちで写真を撮るわとか言いながら進めているところなので、調べてみたいと思います。

いろんな工夫がありまして、一般的なところまでしか拾いきれないと思いますので、基本はその当事者なりご家族さんが同行をしておられたら、その方が一番よく知っているの、それをまず聞こうということが大切です。現場で、まず見た目で、かなり大きかったりしたら、それでも乗ろうとする以上は乗れると思ってきてはるわけですよね。乗れなかったり、入れなかったりするなら無理は言いませんから、まずは本人さんやご家族さんによく聞こうという姿勢を持っていただけたらありがたいと思います。

北野部会長：

私も、初めは 7 ページのティルト型も後ろに最大下げたらものすごく大きいので、乗れるのかと思ったことがあります。伸ばしておられるときはすごく大きく感じるのですよ。

古田委員：

ティルトする（傾ける）のは、じょくそうができてしまうと、ずっとお尻に体重をかけていたら、腰が痛いとか出てきますので、時々背骨を伸ばせるようにしているわけです。

福島委員：

大変勉強になったのですが、私は全くもってこの分野については素人ですので、一点だけ、内容を教えていただければと思います。6ページのQAの最後で「電動車いすの方が座席に乗り移ることで乗り物に乗車できる場合、どのように説明したらいいですか？」という問いがあるのですけれども、この質問はどのような状況というか局面を念頭に置かれているのか説明していただければと思うのですけれども。

北野部会長：

6ページの最後の部分ですね。

古田委員：

はい。今、新幹線も電動車いすのまま入れる部屋や席があったりしてきているのですが、当初は座席に乗り移らないといけないと言われて、乗り移れる人と、やはり姿勢保持に支障がある人などはなかなか難しいし、今でも座席2人分くらい寝そべる人は2人分の料金が欲しいと言われるような場合もあったりしますので、車いす用の席があれば一番ありがたいのですけれども、そうでない場合に乗り移りがどうしても必要なときは、本人によって違うので、現場でご相談いただけたらということで、書かせていただきました。バスも昔は乗り移りが基本だったと思うのですけれども、今ではそういうことはなくなっているのです、少しずつ変化はしてきているのですが。

福島委員：

ありがとうございます。ご説明いただいてよくわかったのですが、おそらく質問の意図は、車いすを利用されている方だからといって、その車いす専用の席がなかったとしても、乗車拒否をしてはならないということが言いたくて、こういうふうなたてているのだろうと思います。理解はできるのですけれども、うまく表現はできないのですが、若干わかりにくいところがあり、ご説明いただくとよくわかったのですが、ご説明いただかないとどういう局面を念頭においているのか、わかりにくかったところがあったので、説明を求めたということです。これでも構わないかと思うのですけれども、もう少し何か言葉をたしていただくといいのかなと思います。以上です。

古田委員：

前提の知識を持ったうえで書いているもので、一般の人が見たらわかりにくいですね。

北野部会長：

誤解を招くとまずいですね。

古田委員：

はい。ありがとうございます。

北野部会長：

また、後で戻っていただいて結構ですので、その次、グループホーム設置に関する取組、資料4-3を事務局から説明をお願いします。

小谷障がい支援課課長：【資料4-3について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。小泉委員がいらっしゃったら、いろんなご意見があったと思うんですけど。

古田委員：

この間、グループホームに対する反対運動というのが結構ありまして、大変困っているんですけど、この前も新聞に載りました。分譲マンションで15年ぐらい入居してこられた団体が、住まいではなく事業所だということを理由にして、今、追い出される裁判になっています。住まいでなく事業者だから違約金も払えという扱いを受けているのですが、15年間住んでこられて、別にトラブルも起こってないのですが、民泊の関係もありましてね。民泊とかはややこしいから排除しましょう。ついでに障がい者も排除しましょうと。2年前から問題になって、いよいよ裁判になってしまったのですが、スプリンクラーをつけないといけなくなるからと言われたのですが、大阪市はスプリンクラーの特例免除がありますのでクリアしていたのですが、最終的には裁判になってしまった。

知り合いのところでは他の市ですが、設計までいって、土地を借りてそこに建てようとしたら、近所から説明会を開けと言われてまして、説明会の義務はないのですが、少しでも理解していただけたらありがたいと思って行ったら、囲まれて4時間責められて、地主も脅されて、それで断念するという書面まで取られた。強行してそこで建てようと思えば建てられるのですが、そんなに地域からひどく叩かれたら、とても入居者さんがそこで長く生活するわけにはいかないということで、結局断念してしまったということがあります。

また、他の市では、この地域ではグループホームは一切作ってくれるなというような地区協定みたいなものを設けた地域もあります。なぜ、こんなにことごとく排除されるかと

ということなのですけれども、障がい者はやっぱり何をするかわからない、危ないんじゃないかという思い込みがあって、うちの子に何かしてくれたらどうしてくれるのか。また、いろいろな話が広がって、表向きは障がい者を差別していないけれども、土地の評価額が下がるとかいろんな難癖をつけられて、それでも排除されてしまうという事例が、この間、特に新聞報道もありますけれども。障がい者がまたとか、発達障がいの人とか言って、簡単にマスコミも障がい者が何か事件を起こしたみたいを書くものだから。障がいが理由で、そういうふうになったかどうかもわからないまま書くものだから、どんどんどんどんそういう差別意識が広がってしまっていることに対して、大阪市がこれをホームページに掲載して、一步前進していただけたらということでありたい。

今、家主さんの「障がい者お断り」というのも、保証会社が絡んで様々な排除が広がってしまっていて、家主の声も入れていただけたらということですので、是非これはホームページだけにとどまらずに、大阪府とも連携して、宅建事業者や家主、保証会社にも広げていったり、一般市民啓発もできるパンフレットのようなものを作っていただけたらありがたいと思っておりますので、前向きに進めていただけたらと思います。

まず、障がい者は怖いみたいな意識が主だと思うのですが、全然そんなことはなく、事件があるたびに、逆に障がい者がそういう目で見られるのだなあと思って、引きこもってしまう。普通に暮らしているだけなので、その辺りをアピールしていただけたらと思っています。

北野部会長：

グループホームの話ですが、私もカナダに半年間暮らしたのですが、ゾーニングという一定のゾーンの住民が様々な特例を作るときに、障がい者の排除のことやっていて、カナダ人権憲章違反（憲法違反）であることの判例が出ているんだけど。ゾーニングについては日本人やアジアの方が多地域が一番きついても聞きます。

よく調べたら、要するに彼らがいれば地価が下がるという理由。つまりお金の問題として反対がきついです。カナダの研究者は10年間継続して地価を調べたら、最初は、若干下がるけど、5年10年経ったらもとに戻っているというような研究をしている研究者もいて、結果が出ています。人間の噂もあってなかなか影響力があったりするが、実際には本当の意味で影響はないと証明されているし、これから、このことについてもしっかりケアするデータをそろえながらやっていけたらと思いますので、ご協力をよろしく願います。

構成案も出ていますが、各委員さんもアイデアがあったらどんどん情報を提供いただけたらと思います。時間がきていますけれども、あといくつかありますので、最後一括してホームページ等について、説明をお願いします。

藪中障がい福祉課担当係長：【参考資料1～講演会、研修用DVDについて説明】



山本障がい福祉課課長代理：【チラシ あいサポート運動について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

11月10日の講演会ですが、青木先生は日弁連の「高齢者障害者総合支援センター」のセンター長で、このことについても詳しいですから、是非とも、事業者の方々にお声掛けをしていただいて、ご参加をよろしく願いいたします。

最後に、副部会長からひとことお願いします。

辻川副部会長：

今日はどうもありがとうございました。時間もないところではありますが、特に、今日の資料を拝見しお話を聞きして、ずいぶん頑張って取り組んでいただいているというふうに感じましたので、その点については感謝申し上げたいと思います。かつ、電動車いすの啓発資料は日本で最初ということですので、是非それをアピールしてもらって、知ってもらわないと何もならないので、どんどん広めていただければというふうに思います。

他のところについても、啓発、理解というのが非常に重要だというふうに思います。それについても積極的に取り組んでいただいていますので、引き続き、取り組んでいただき、私たちも協力していきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

八木企画調整担当課長：

皆様には長時間にわたりまして、熱心に建設的なご意見、様々な事例などをご紹介いただきありがとうございました。次回以降も引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

藪中障がい福祉課担当係長：

それではこれもちまして、平成30年度第1回障がい者差別解消支援地域協議会を閉会させていただきます。

皆さま、本日は誠にありがとうございました。